仙台市地域防災計画(原子力災害対策編)修正案 新旧対照表(抄)

i III	·····································	備考
1. 平時の備え 1-1. 市民・来訪者の退避・避難 (1) 市民・来訪者の屋内退避・一時移転計画の策定 本市は、女川原発から 30km 圏外に位置し、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くないと想定され(第1章第5節2.災害想定 参照)、放射性物質の大量放出に至った場合の屋内退避の実施が基本となり、事故の規模や気象条件によっては一時移転を一週間程度内に実施することが必要になると考えられる。市は、国の指針や県の計画を踏まえ、来訪者等の一時滞在施設や市民の一時移転の避難施設の選定を含め、市民と来訪者を対象とした屋内退避、一時移転を実施するための屋内退避・一時移転計画を策定する。その際、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることや、気象条件によっては屋内退避が長期化する可能性があることを踏まえた食料等の備蓄等が求められることに配意するものとする。	 1. 平時の備え 1-1. 市民・来訪者の退避・避難 (1) 屋内退避・一時移転等に関する基準 本市は、女川原発から 30km 圏外に位置し、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くないと想定され(第1章第5節2.災害想定 参照)、放射性物質の大量放出に至った場合の屋内退避の実施が基本となり、事故の規模や気象条件によっては一時移転を一週間程度内に実施することが必要になると考えられる。 	決定事項に基修正
基準の概要 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による核はて影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や塩内退離等させるための基準(OIL1) 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口が影響を特別は避難を含むがあるの吸射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口が影響を防止するため、地域生産物の摂取を制設した場合に、地域生産物の摂取を制設するとともに、住民等を1関間程度内に一時移転させるための基準(OIL2) 注)Sv:シーベルト。人が放射線を浴びた時の影響度を示す単位、出所)「原子力災害対策指針」(平成 29 年 3 月 29 日全部改正)原子力規制委員会	表 2. 4-1 避難等に関する基準(原子力災害対策指針) 基準の概要 地表面からの放射線, 再浮遊した放射性物質の吸入, 不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため, 住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 (OIL1) 地表面からの放射線, 再浮遊した放射性物質の吸入, 不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため, 地域生産物の摂取による被ばく影響を防止するため, 地域生産物の摂取による被ばく影響を防止するため, 地域生産物の摂取による被ばく影響を防止するため, 地域生産物の摂取による被ばく影響を防止するため, 地域生産物の摂取を制限するとともに, 住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 (OIL2) 注)Sv:シーベルト。人が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。 出所)「原子力災害対策指針」(平成 29 年 7月 5 日全部改正)原子力規制委員会	時点更新
	(2) 屋内退避の基本的考え方 屋内退避とは、自宅等の屋内に退避し、呼吸及び経口摂取による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。 屋内退避を実施する際の市からの発令は以下に示すとおりである。 ア屋内退避の準備 屋内退避が指示された際に迅速かつ的確に実施するため、市民・来訪者に不要不急の外出を控え、窓や戸の戸締り、換気扇の停止、ガムテープ等による内側からの窓の目張りなどによる建物の気密性の確保、食料等の備蓄物資の用意や、今後の情報収集について注意を促すなど、屋内に留まる準備を開始すべき段階であることを知らせる。 1 屋内退避の指示 被ばくの危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、市民・来訪者に屋内退避等の安全確保措置をとらせる。 (3) 一時移転の基本的考え方 一時移転の基本的考え方	

(2) 地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制等の整備

ア 地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制の確保

屋内退避の場合には、自宅や学校、勤務先、帰宅困難者の一時滞在施設等に入り、一定の時間留まっていることが必要になることから、障害者や高齢者、妊産婦・乳幼児のいる家庭、外国人等については、安否確認と必要な情報を迅速かつ的確に伝えることが必要となる。

一時移転の場合には、自力避難が困難な災害時要援護者等を、避難施設に移送することが必要となる。

市は、災害時要援護者避難支援プラン等により平時より町内会等の地域団体等の協力を得ながら、地域住民の屋内退避 や災害時要援護者等の一時移転の実施を支援する体制の確保を進め、屋内退避・一時移転計画に反映させることとする。

イ 災害時要援護者等の支援者の被ばく対策実施体制の整備

市は、災害時要援護者等の支援者の安全を確保するため、防護対策や被ばく管理等の被ばく対策を実施する体制等をあらかじめ定める。(第5節 被ばく対策 1.平時の備え (5)災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備 参照)

また、対策に必要な資機材の調達、備蓄等を行う。(第 8 節 資材調達・備蓄・ロジスティクス 1.資機材の配備 (6) 災害時要援護者等の支援者及び防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材の配備 参照)

(3) 学校等施設における屋内退避実施体制の確保

学校等施設の管理者は、県又は市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下、「生徒等」という。) の安全を確保するため、生徒等の屋内退避を実施する体制の確保を進めることとする。

また、市は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関してあらかじめ ルールづくりに努めるものとする。 一時移転を実施する際の市からの発令は以下に示すとおりである。

ア 一時移転の準備

一時移転の指示に基づく避難行動等を迅速かつ的確に実施するため、市は移転対象地域、移転先、移転経路や方法等の確認・調整、避難所の開設、避難者の収容準備を行うとともに、市民に物資の用意など移転の準備や今後の情報収集について注意を促す。

イ 一時移転の指示

日常生活の継続による被ばくの危険を避けるために発するものであり、対象者を一時移転のために立ち退かせる。

(4) 地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制等の整備

ア 地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制の確保

屋内退避の場合には、自宅や学校、勤務先、帰宅困難者の一時滞在施設等に入り、一定の時間留まっていることが必要になることから、障害者や高齢者、妊産婦・乳幼児のいる家庭、外国人等については、安否確認と必要な情報を迅速かつ的確に伝えることが必要となる。

一時移転の場合には、自力避難が困難な災害時要援護者等を、避難施設に移送することが必要となる。

市は、災害時要援護者避難支援プラン等により平時より町内会等の地域団体等の協力を得ながら、地域住民の屋内退避 や災害時要援護者等の一時移転の実施を支援する体制の確保を進める。

イ 災害時要援護者等の支援者の被ばく対策実施体制の整備

市は、災害時要援護者等の支援者の安全を確保するため、防護対策や被ばく管理等の被ばく対策を実施する体制等をあらかじめ定める。(第5節 被ばく対策 1.平時の備え (5)災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備 参照)

また、対策に必要な資機材の調達、備蓄等を行う。(第 8 節 資材調達・備蓄・ロジスティクス 1.資機材の配備 (6) 災害時要援護者等の支援者及び防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材の配備 参照)

(5) 学校等施設における屋内退避実施体制の確保

学校等施設<u>(保育所,幼稚園含む。)</u>の管理者は、県又は市と連携し、原子力災害時における園児、児童<u>及び</u>生徒(以下,「<u>児童</u>等」という。)の安全を確保するため、<u>児童</u>等の屋内退避を実施する体制の確保を進めることとする。

学校等施設の活動中に屋内退避の準備が発令された場合、原則として、管理者は保護者に連絡し、児童等を引き渡す。 屋内退避が指示された時点でまだ保護者への引渡しがされていない児童等がいる場合は、学校等施設にて屋内退避を実施する。その後屋内退避の指示が解除された時点から保護者への引渡しを行う。

原子力災害 対策編

第2章

第4節 退

避・避難・

避難受入れ

P56

2. 事故発生後の対応

2-1. 市民・来訪者の退避・避難

2. 事故発生後の対応

2-1. 市民・来訪者の退避・避難

(1) 屋内退避実施前の対応

ア 災害対策活動体制の構築

市は、東北電力から警戒事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、応急対策を行うための防災組織体制をもって対処する。(第1章 第8節 1. 災害対策活動体制 参照)

イ 空間放射線量の把握

市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、緊急時モニタリングの準備を行うとともに、モニタリングポストの監視を強化する。(第3節 2. 事故発生後の対応 (1) 緊急時モニタリングの実施 参照)

ウ 屋内退避指示等の発令判断に係る情報収集

決定事項に基づく

(4) 屋内退避等の実施

ア 屋内退避準備体制の発令(施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の発生段階)

市は、東北電力から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング結果より判断した場合、屋内退避・一時移転計画に基づき、屋内退避の実施に関する情報提供等の準備及び市民等への注意喚起を行う屋内退避の準備を発令する(災害警戒本部長)。

なお、屋内退避の指示がなされた場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、この体制を解除する。

イ 屋内退避の指示(放射性物質大量放出の段階)

市は、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、国から屋内退避の指示を受けた場合、又はプルームの影響が及ぶ可能性が高いと本市が判断した場合、屋内退避・一時移転計画に基づき、必要に応じて気象情報等より地域を特定し、第2節の情報伝達体制により、屋内退避を指示するとともに、地域団体等に対して災害時要援護者等の支援活動の開始を要請する。

ウ 一時移転の実施 (プルーム通過後の段階)

市は、プルーム通過後、第3節の緊急時モニタリングの結果、表 2.4-1 に示す一時移転の実施を判断する基準(OIL2)を超える空間放射線量が計測された場合に、屋内退避・一時移転計画に基づき、国及び県と連携し、一時移転対象地区を特定するとともに、すみやかに当該地区の一時移転を実施する。その際、地域団体等の協力のもと、自力避難の困難な災害時要援護者等の移送を実施する。また、一時移転を実施した市民等について被災地住民登録票等様式に記録する(2-3.その他参照)。

(2) 市域を越えた避難の実施

市は、多様な手段を用いて国、県、その他関係機関が保有する情報を収集し、事態の推移の把握に努める。(第1節 2. 事故発生後の対応 (3)情報収集の実施 参照)

(2) 屋内退避の実施

ア 屋内退避<u>の</u>準備の発令(施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の発生段階)

市は、東北電力から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、屋内退避の準備を発令<u>し</u>(災害警戒本部長,災害対策本部長)<u>,第2節の情報伝達</u>体制により市民に伝達する。

市民は、建物の気密性の確保や食料等の備蓄物資の準備を行い、屋内退避に備える。

なお、屋内退避の指示が<u>発令</u>された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、<u>屋内退避の準</u> <u>備</u>を解除する。

イ 屋内退避の指示<u>の発令</u>(放射性物質大量放出の段階)

市は、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、国<u>又は県</u>から屋内退避の指示を受けた場合、又はプルームの影響が及ぶ可能性が高いと市が判断した場合、国、県、市のモニタリングの結果や専門家の意見等を踏まえ地域の特定<u>を行い</u>、屋内退避を指示<u>し(災害対策本部長)、第2節の情報伝達体制により市民に伝達する</u>。

市民は、自宅等への退避を基本とし、地震等の自然災害の発生により自宅等への退避が困難な場合は、開設されている指 定避難所へ退避する。

また、観光客等の来訪者については、自然災害と同様とし、帰宅困難者用の避難施設等で屋内退避を行う。

<u>ウ 屋内退避の解除</u>

市は、国又は県の指示を受けた場合、あるいは市として対策の継続を不要と判断した場合、屋内退避の指示の解除を関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講ずる。

<u>(3)</u> 一時移転の実施(プルーム通過後の段階)

ア 一時移転の準備の発令

市は、プルーム通過後、国、県、市の緊急時モニタリングの結果、表 2.4-1 に示す一時移転の実施を判断する基準 (OIL2) を超える空間放射線量が計測された場合に、国及び県と連携しながら緊急時モニタリングの結果等から地域の特定を行い、一時移転の準備を発令し(災害対策本部長)、第 2 節の情報伝達体制により市民に伝達する。

市民は、持ち出す物資のとりまとめを行うなど、一時移転の準備を行う。

イ 一時移転の指示の発令

市は、国又は県から一時移転の指示を受けた場合、又は国、県、市の緊急時モニタリングの結果、表 2.4-1 に示す一時移転の実施を判断する基準値(OIL2)を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率(1 時間値)がOIL2 の基準値を超えた場合に、国及び県と連携しながら緊急時モニタリングの結果等から地域の特定を行い、一時移転の指示を発令し(災害対策本部長)、第 2 節の情報伝達体制により市民に伝達する。

市民は、市から指示された移転先へ、自家用車又は公共交通機関を活用し、一時移転する。

移動手段がない市民や、自力避難が困難な災害時要援護者等は、国、県又は市が準備する交通手段により一時移転する。

(4) 一時移転先

ア 市内での移転の場合

市内で移転を行う場合、市は、市内の空間放射線量率の低い地域から指定避難所を選定し、一時移転を指示する。

<u>イ</u> 市外への移転の場合

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外の広域的な避難が必要であると 判断した場合、県内の他の市町村と協議し、県外での受入れが必要な場合は県と協議する。

(3) 災害時要援護者等の支援者の被ばく対策の実施

市は、あらかじめ定めた体制等により、関係法令等に基づき、災害時要援護者等の支援者に適切な防護措置を講ずるとともに、適切な被ばく線量管理を行う。(第5節 被ばく対策 2.事故発生後の対応 (5)災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実施 参照)

(4) 一時移転対象地区等の見直し

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて一時移転対象地区等を見直す。避難所生活の長期化を回避するため、仮設住宅の供給等、他市町からの避難者を含めた市内の避難者の生活基盤の確保に努める。

(5) 一時移転対象地区等の解除

市は、国又は県の指示を受けた場合、あるいは市として対策の継続を不要と判断した場合、市は屋内退避等の指示の解除を関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講ずる。

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外の広域的な市外への移転避難が必要であると判断した場合、<u>移転先について</u>県と協議する。

(5) 災害時要援護者等の支援者の被ばく対策の実施

市は、あらかじめ定めた体制等により、関係法令等に基づき、災害時要援護者等の支援者に適切な防護措置を講ずるとともに、適切な被ばく線量管理を行う。(第5節 被ばく対策 2.事故発生後の対応 (5)災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実施 参照)

(<u>6</u>) 一時移転対象<u>地域</u>等の見直し

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて一時移転<u>の</u>対象<u>地域</u>等を見直す。避難所生活の長期化を回避するため、仮設住宅の供給等、他市町からの避難者を含めた市内の避難者の生活基盤の確保に努める。

(<u>7</u>) 一時移転対象<u>地域</u>等の解除

市は、国又は県の指示を受けた場合、あるいは市として対策の継続を不要と判断した場合、<u>一時移転</u>の指示の解除を関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講ずる。